

* 太陽光発電設備に係る償却資産(固定資産税)の申告について *

南城市内において事業用の太陽光発電設備を設置している所有者は、1月1日現在における申告が義務付けられております(地方税法第383条)ので、毎年1月末までに申告して下さい。

(1) 償却資産とは

製造や小売、農業などの事業を個人または会社で営んでいる方が所有し、その事業のために用いることができる構築物や機械、運搬具、器具、備品などの事業用資産をいいます。

「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復しておこなうことをいいます。必ずしも営利または収益を得ることを直接の目的とするものに限りません。

(2) 太陽光発電設備について

太陽光発電設備も償却資産に該当し、申告の対象となる場合があります。以下を参考に、所有されている太陽光発電設備の設置状況を確認してください。申告の対象となる場合は、毎年1月末までに償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。

(3) 申告が必要な方

設置者	申告が必要となる場合
法人	事業の用に供している資産になります。売電をされているかいないかにかかわらず償却資産として申告の対象となります。
個人(個人事業主)	店舗やアパート、農業など事業を営む方が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、事業の用に供している資産となります。売電されているかいないかにかかわらず償却資産として申告の対象となります。
個人	住宅や土地に設置した太陽光発電設備を事業の用に供している場合は償却資産として申告の対象となります。発電出力10キロワット以上の設備は、売電事業用の資産となりますので申告が必要です。

(3) 償却資産と家屋の区分

償却資産と家屋の区分については次のとおりです。表中の「償却」となっている設備は償却資産として申告していただき、「家屋」となっている設備は家屋として固定資産税の課税対象となります。

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光 パネル	架 台	接続 ユニット	パワーコン ディショナー	表示 ユニット	電力量 計等
家屋に一体の建材(屋根材など)として設置	家 屋		償 却			
架台に乗せて屋根に設置	償 却					
家屋以外の場所(地上や家屋の要件を満たしていない構築物など)に設置	償 却					

* 課税標準の特例について *

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを利用した再生可能エネルギー発電設備のうち対象設備を所有している方は、固定資産税における課税標準の特例を受けることができます。課税標準の特例が適用されると、特例割合に応じて課税標準額が減額されます。

特例が適用される期間は、その設備に対して新たに固定資産税が課税される年度から3年度分です。
(税制改正により取得時期や特例率などが変更される場合があります。)

(1) 対象となる再生可能エネルギー発電設備と特例率

設備の取得時期や発電出力によって対象設備の要件や提出書類が異なりますのでご注意ください。

取得年月: 令和2年4月1日～令和6年3月31日		
対象設備	発電出力・種類	特例率
「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」を受けて取得し、 売電をしていない太陽光発電設備 (同時に設置した制御装置、集光装置などを含む) 【必要書類 B】	1,000kW 未満の太陽光発電設備	2/3
	1,000kW 以上の太陽光発電設備	3/4
経済産業省による『再生可能エネルギーの固定価格買取制度』の認定を受けて売電をしている設備(変電設備、送電設備などを含む) 【必要書類 A】	20kW 未満の風力発電設備	3/4
	5,000kW 以上の水力発電設備	
	20kW 以上の風力発電設備	2/3
	1,000kW 未満の地熱発電設備	
10,000kW 以上 20,000kW 未満のバイオマス発電設備	1/2	
5,000kW 未満の水力発電設備		
1,000kW 以上の地熱発電設備		
	10,000kW 未満のバイオマス発電設備	

(2) 申請方法と必要書類

以下の必要書類を償却資産申告書とあわせてご提出ください。

【必要書類 A】

- ①経済産業省が発行した再生可能エネルギー発電設備にかかる認定通知書の写し、または「再生可能エネルギー発電設備事業計画」の認定を受けたことがわかる書類
- ②電力会社が発行した『太陽光電力受給契約確認書』の写し
- ③設置に伴う領収書等取得金額のわかる書類

【必要書類 B】

- ①一般社団法人 環境共創イニシアチブ、または公益財団法人 日本環境協会が発行する「再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書」の写し
- ②設置に伴う領収書等取得金額のわかる書類